

香川高等専門学校七宝記念館使用規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校七宝記念館（以下「記念館」という。）の使用については、香川高等専門学校不動産一時使用規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(使用の範囲)

第2条 記念館は、次の各号に掲げる場合に使用できるものとする。

- 一 本校の行事，授業及び学生の課外活動
- 二 教職員の会議，研修及び福利厚生
- 三 展示物の観覧
- 四 同窓会の会合
- 五 その他校長が特に認めたもの

(使用の許可)

第3条 記念館を使用する者（以下「使用者」という。）は、記念館使用許可願（別紙様式1）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

ただし、使用責任者が本校の教職員である場合は、事前に記念館使用簿（別紙様式2）に必要事項を記入のうえ使用許可を受けるものとする。

(使用時間)

第4条 記念館の使用時間は、原則として8時30分から17時までとする。

(使用心得)

第5条 使用者は、別に定める「記念館使用心得」を厳守しなければならない。

(許可の取消)

第6条 次の各号に該当するときは、使用許可の取り消しをすることがある。

- 一 使用目的等を無断で変更したとき
- 二 使用心得を守らないとき
- 三 その他管理運営上支障を生ずるとき

(弁償の責任)

第7条 使用者は、故意又は重大な過失により施設又は備品等を破損、若しくは滅失したときは、弁償又は現状に回復しなければならない。

(事務)

第8条 記念館の事務は、学生課教務係において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

別紙様式 1

平成 年 月 日

記念館使用許可願

香川高等専門学校長 殿

願出人
住 所

職 業

氏 名

下記のとおり使用したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

1. 使用期間 自 平成 年 月 日 時
至 平成 年 月 日 時

2. 使用目的（内容を具体的に記入すること。）

3. 使用予定人員 名

4. その他参考となる事項

